# 令和6年度 事業計画書並びに予算書

自 令和6年4月 1 日 至 令和7年3月31日

社会福祉法人 与那原町社会福祉協議会

## 令和6年度 事業計画

社会福祉法人 与那原町社会福祉協議会

# 基本方針

近年、少子高齢化、家族形態の多様化、地域とのつながりの希薄化などにより 社会的孤立、子どもの虐待・貧困、引きこもり、老老介護など福祉の必要性・重要 性は一段と高まっています。そのような中、新型コロナウイルス感染症による 社会・経済への影響は様々な福祉課題を顕在化させました。

社会福祉法改正においては、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされるなど、「地域福祉の施策化」が進んでいます。地域福祉施策が大きく動く時期にある中で、今後、社協としてどのような役割を果たしていくのか「地域福祉を推進する中核的な団体」として、目指す地域の姿や地域福祉の推進方策について、行政とも協議を重ね、認識を共有しながら事業を推進してまいります。特に、社協としては強みである、民生委員・児童委員や社会福祉関係機関・団体とのつながりを生かしながら、これまで以上に、より開かれた組織、より多様な人や機関・団体とつながる組織となり、「連携・協働の場」としての機能を発揮し、地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが安心して快適に暮らせるまち、次世代に繋げる心豊かなまち」の実現に向け努めてまいります。

# 基本目標

「第3次地域福祉活動計画(R6年~R11年度)」にもとづき、以下の基本目標について取り組んでまいります。

## 基本目標1 福祉の情報が届く仕組みづくり

福祉に関する情報を必要な方が、必要な時に提供できる体制を充実させていく ことで、相談しやすい雰囲気づくりをすすめていきます。

## 基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

福祉を支える組織・団体が共に協力し合っていくことで支援を必要とする人に 必要な支援が提供できるよう、また組織・団体が連携した支援ができるようすす めていきます。

## 基本目標3 身近でふれあい・見守り・つながるまちづくり

住民同士の世代間交流を図り、顔の見える関係づくりを進め、地域の方々が 手を取り合いながら、つながり助け合う地域づくりをすすめます。

#### 基本目標4 地域参加の意識づくり

共に生きる社会(共生社会)の実現に向けた意識を啓発するとともに、ボランティア活動の推進を図ることで、人と人のつながりを基本とした地域参加の意識づくりをすすめます。

# 事業実施計画

## 1. 一般福祉

#### (1)会務の運営

- ① 理事・評議員会の開催 理事会(年4回) 評議員会(年4回)
- ② 正副会長、事務局職員連絡会の開催(月2回)
- ③ 与那原町共同募金委員会(年2回)
- ④ 監事による会計監査(年2回)
- ⑤ 地域福祉関係者連絡会
- ⑥ (新)役員・職員研修会の開催
- ⑦ 社会福祉法人現況報告書の作成提出
- ⑧ 日常業務における町、県、県社協、県共募並びに各市町村社協等との連携
- 9 各課連絡会議の開催(福祉課・子育て支援課・生活安全課)
- ⑩ (新)町内社会福祉法人連絡会の開催 ☆公益的取り組みの検討など
- ⑪ 社協会員の加入促進月間の設定☆7月1日から31日

## (2) 福祉団体の育成及び支援・連携・協力

- ① 民生委員児童委員協議会(事務局担当)
- ② 老人クラブ連合会(事務局担当)
- ③ 障がい者協会(事務局担当)
- ④ ゲートボール協会(事務局担当)
- ⑤ その他団体:母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会・民踊愛好会 赤十字奉仕団・更生保護女性会・人権擁護委員など

## (3)調查•広報•啓発活動

- ① 歳末たすけあい配分対象者の調査(11月)
- ② 社協会報の発刊配布(年6回)
- ③ 社協ホームページによる情報発信
- ④ 町広報紙及びマスコミの活用
- ⑤ 県社協、他機関・団体の調査などへ協力
- ⑥ 第3次地域福祉活動計画の推進
- ⑦ 児童福祉週間(5月)、老人保健福祉週間(9月)、障害者週間(12月)等各種福祉週間行事の啓発活動
- ⑧ 福祉まつり開催(福祉課共催)

## (4) 共同募金運動の実施

① 赤い羽根共同募金運動の実施(戸別、職域、学校、事業所、個人、 街頭など)

☆運動期間:10月1日~3月31日

☆ (新) 1月~3月の間、1回/月の役場入口にて募金運動の実施

② 歳末たすけあい募金運動の実施(戸別、職域、学校、事業所、個人) ☆運動期間:12月1日~12月31日

## (5) 相談事業

- ① 福祉総合相談(随時)
- ② 与那原町無料法律相談への受付対応

## 2. 低所得者に関する事業

#### (1)生活福祉資金貸付事業

- ① 福祉資金(福祉費・緊急小口資金)
- ② 教育支援資金
- ③ 臨時特例つなぎ資金
- ④ 総合支援資金
- ⑤ 不動産担保型生活資金

- (2) (新)特例貸付の借り受け人へのフォローアップ支援
  - ① 償還未応答者へプッシュ型(電話・訪問)の支援実施
  - ② 県社協との合同償還指導の実施
- (3)福祉金庫貸付事業
- (4)歳末たすけあい募金による困窮世帯への援助活動
- (5) フードバンク・フードドライブの実施
  - ① (新)フードドライブ・フードバンク推進強化月間(9月・1月)☆施設、事業所へチラシ配布
  - ② (新)町内法人施設及び商工会会員事業所へフードドライブ BOXの設置
- (6) 緊急を要する世帯への食品・物資等の支援
- (7) (新)福祉相談会の実施(1回/月)
  - ① つながりの場、福祉資金貸付で把握した支援対象者向けの相談会 (就労相談・債務整理相談など)を実施
- (8)被災世帯への援助活動

## 3.ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアの相談・登録・斡旋
- (2) ボランティア団体・協力校の支援
  - ① 活動の相談・活動報告会の開催
- (3) 学習の機会提供
  - ① ボランティア体験講座
  - ② 教諭及び町民対象の福祉研修会
  - ③ 総合的な学習の時間への協力
- (4)保険の受付
- (5) 広報・啓発・情報提供
  - ① ラインを活用したボランティアセンターの周知
- (6) 災害ボランティアセンター機能の確立(災害時)

### 4.福祉サービスに関すること

- (1)日常生活自立支援事業(県社協受託事業)
- (2) 金銭管理支援事業の実施
- (3) 福祉用具貸出事業(車イス対応リフト車、車イス)
- (4) シーツクリーニングサービスの実施
- (5)紙おむつの支給

## 5. 地域福祉活動推進事業

- (1) 地域支援福祉ネットワーク事業
  - ① ミニデイ及び地域福祉活動推進事業の取組に向けての各行政区との 連携強化
  - ② 小地域支え合い活動事業の推進・強化
  - ③ 企業との地域見守り活動協定の締結

## (2) コミュニティソーシャルワーク事業

- ① 地域におけるあらゆる生活課題への対応(相談・支援)
- ② 地域の専門機関・活動団体とのネットワークを構築
- ③ 生活環境の整備や新たな社会資源の開発・仕組みづくり

## (3) 与那原町地域介護予防活動支援事業の受託

① 介護予防事業(健康運動指導士による運動指導、各区ミニデイへの 派遣)

#### (4) 災害時対応関連事業の実施

- ① 町並びに各行政区主体の防災訓練への参加、協力
- ② 災害時要援護者等支援
- ③ 災害時避難行動要支援者名簿の管理
- ④ 町による避難行動支援者個別避難計画作成への協力
- ⑤ (新)県災害派遣福祉チーム「DWAT おきなわ」への職員登録

#### (5) レク用具の貸し出し

#### 6.高齢者福祉事業

- (1) 老人保健福祉週間中の敬老会の開催(福祉課共催)
- (2) 南部・県老連関連事業への協力
- (3) 与那原町ふれあいサロン事業の受託
  - ① 高齢者の居場所づくりや見守り
  - ② 介護予防や健康維持のための情報提供
  - ③ 高齢者の興味のある事業の展開

#### (4) 与那原町シルバー生き活きライフサポート事業の受託

- ① 会員の募集・登録
- ② サービスのコーディネート
- ③ 講習会・研修会の実施

#### (5) 与那原町生活支援コーディネーター事業の受託

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 地域資源の発掘・開拓
- ③ 生活課題解決に向けたネットワークの構築

- ④ 第2層協議体(小学校区)の開催
- ⑤ ミニデイ協力員の養成及び研修会の実施
- (6) 与那原町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参画
- (7) 与那原町地域包括ケア推進協議会への参画
- (8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業への協力

## 7.障がい者福祉事業

- (1)沖縄県障がい者関連行事への参加協力
- (2)交流センターひざしへの協力並びに運営委員会への参画
- (3) 与那原町地域自立支援協議会への参画
- (4) 障がい者週間中の作品展示会開催(福祉課共催)

## 8.児童福祉事業

- (1) (新) 多様なネットワークづくりモデル助成事業の実施 ☆町内子どもの居場所のネットワーク構築
- (2) こいのぼり掲揚式(子育て支援課、観光商工課共催)へ協力
- (3) 与那原町子供の居場所づくり事業運営団体への食糧支援や情報提供
- (4) 民間助成事業を活用した、子育て世帯への支援(食品・日用品・おむつ 等支給)
- (5) 制服のリユース
- (6) 要保護児童対策地域協議会・実務者会議への参画
- (7)支援対象児童等見守り強化事業の受託

## 970との親福祉事業

- (1) 新入学児童生徒への記念品贈呈(歳末たすけあい対象者・母子寡婦福祉 会会員・その他本会で支援している世帯等)
- (2) 民間助成事業を活用した、ひとり親世帯への支援(食品・日用品など)

# 10社会福祉センターの管理

(1) 社会福祉センターの保守管理に関する役場との連携